

静岡県立大学における高大連携事業「出張講義」実施要領

1 目的

静岡県立大学（以下、「県立大」）が、静岡県内の高校と連携を図りながら、県立大の教員を、出張講義を希望する県内高校（以下、「希望高校」という。）に派遣するなどして、その高校生を対象に講義等を行うことにより、高校生が大学教育の内容に対する理解を深めるとともに、大学、とりわけ県立大への興味・関心を喚起することを目的とする。

2 内容

県立大の教員が希望高校に出張し、講義等を行う（出張講義）。

講義は対面を基本とするが、事情がある場合は県立大の教員が高校側と相談の上、オンラインによる講義を行う（遠隔講義※）ことができるものとする。

※県立大の教員が実施可能な場合及び高校側にオンラインによる受講環境が整った場合に限る。

3 会場

出張講義を希望する希望高校の校舎とする。ただし、県立大が認める場合はこの限りではない。

4 出張講義の申込

- (1) 希望高校は、県立大のホームページにアクセスし、入力フォーム「高大連携出張講義申し込みフォーム」(<https://req.qubo.jp/kirari/form/koudairenkei>) に必要事項を入力する。
- (2) 入力フォームは、必須項目のすべてを入力すること（全ての項目に入力されないと送信されない）。
- (3) 各高校の事情がある場合は、「伝達欄」に詳細を記載すること。
- (4) 令和7年4月1日（火）から4月25日（金）までの間に入力すること。
- (5) 希望する講義テーマについて、食品栄養科学部、国際関係学部は、講義テーマ一覧から希望講義を選択するものとする。

* 県立大として、派遣可能な回数があるので、派遣できない場合がある。

5 派遣の決定

県立大から教員を派遣する高校（以下、「派遣先高校」という。）及び教員（以下、「派遣教員」という。）の決定については、次のとおり行う。

- (1) 県立大は、「同上フォーム」入力内容に基づき、各学部にて、授業等を調整した上で派遣先高校及び派遣教員を決定する。
- (2) 県立大は、派遣教員が決定次第、速やかに派遣先高校に通知（「決定通知」）するものとする。
- (3) 決定した講義又は派遣教員について、派遣先高校から意義等の申立てがあった場合は、決定通知後1ヶ月以内であれば、県立大は、派遣先高校から意見・要望等を聞き再調整する。

6 実施時期及び時間

- (1) 実施時期は、令和7年6月16日（月）から12月12日（金）までとする。
- (2) 決定通知の段階で、実施日が具体的に決定していない場合は、派遣先高校は実施1か月前までに派遣教員と日程調整を行い、県立大事務局高大連携担当に報告する。
- (3) 講義等の時間は、原則2時間以内とする。ただし、実験等を伴う場合は、事前に派遣教員と

派遣先高校で協議し、決定することができる。

(4) 遠隔講義を希望する場合は、PC 環境の準備の時間を考慮した時間を設定すること。

7 本事業に係る経費等

(1) 派遣教員の出張旅費は、派遣先高校が負担する。出張旅費の計算にあたっては「静岡県職員の旅費に関する条例」及びその運用方針に準じるものとする。なお、時間短縮、交通不便その他の理由によりタクシー等を使用する場合にあつては、事前に派遣先高校と調整するものとする。

(2) 公務として派遣する派遣教員の報酬は、原則として必要ないものとする。

(3) 必要な機材（パソコン、液晶プロジェクター等）は、原則として派遣先高校が用意するものとするが、事前に派遣先高校と派遣教員で協議し、齟齬が生じないようにすること。

(4) 遠隔講義を選択した場合の配信は、県立大の web システム（zoom など）を利用するものとする。

(5) 資料等の印刷経費や簡単な実験材料経費その他必要な経費及び負担割合等については、派遣先高校と派遣教員で協議して決定するものとする。

【参考】

- ・ 県立大学ホームページ <https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp>
- ・ 食品栄養科学部講義一覧
- ・ 国際関係学部講義一覧

静岡県立大学学生室

担当：芹澤 篤志

電話 054-264-5009 /FAX 054-264-5299

e-mail : gakus-s@u-shizuoka-ken.ac.jp